

## 放置艇対策の進捗状況及び今後の対応について

### 1 要旨・目的

「放置艇解消のための基本方針（計画期間：平成30年3月～令和7年度末）」に基づき取り組んできた放置艇対策に関し、令和7年度末の進捗状況及び今後の対応について報告する。

### 2 現状・背景

平成30年3月に策定した「放置艇解消のための基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、次のとおり取組を進めた。

#### （1）基本方針の目標

放置艇を、令和7年度末までに解消

#### （2）基本方針の具体的方法

- ア プレジャーボートの係留保管施設の整備に加え、撤去指導対象となる放置等禁止区域の指定を行い、係留保管施設等への移動を促進するとともに、現存の係留可能水域において小型船舶用泊地の指定を推進
- イ 小型船舶用泊地において使用許可を行うことで、放置艇を許可艇に転換
- ウ 小型船舶用泊地における係留について、施設の適正な維持管理費等に充当するため、令和7年4月1日より使用料を徴収開始
- エ 所有者不明船については、県において使用料を原資として廃船処理を実施

### 3 概要

#### （1）対象者

プレジャーボート・漁船所有者

#### （2）実施内容

基本方針の目標として掲げた令和7年度末までの放置艇解消には至らなかったものの、基本方針に基づく小型船舶用泊地における使用許可制度の構築や撤去指導等の取組により、一定数の放置艇削減に至っている状況である。

#### ア 放置艇の削減状況

県管理水域の放置艇は、小型船舶用泊地の使用許可及び船舶所有者による自主撤去等により、令和7年度末時点で、5,979隻（削減率70.0%）を削減し、残数は2,559隻となった。

	H30年度【基準値】	R6年度末	R7年度末
残放置艇数	8,538 隻	<u>3,159 隻</u>	<u>2,559 隻</u>
うち所有者不明船	686 隻	938 隻	999 隻
放置艇削減数	—	<u>5,379 隻</u>	<u>5,979 隻</u>
うち許可艇数（※1）	—	1,910 隻	2,022 隻
削減率（※2）	—	<u>63.0%</u>	<u>70.0%</u>

※1：許可艇数は、水域占用許可を含む

※2：削減率は、「放置艇削減数」÷「8,538 隻（H30年度【基準値】）」で算出

## イ 放置等禁止区域・小型船舶用泊地の指定状況

令和元年度から指定を進め、放置等禁止区域は令和6年度末までに189地区の指定を完了（指定率100.0%）させるとともに、プレジャーボートの係留可能区域である小型船舶用泊地は令和7年度末までに124地区（指定率93.9%）を指定した。

	指定予定地区数 (※1)	指定済地区数	
		R6年度末	R7年度末
放置等禁止区域 (指定率)(※2)	189地区 (—)	189地区 (100.0%)	189地区 (100.0%)
小型船舶用泊地 (指定率)(※2)	132地区 (—)	<u>116地区</u> ( <u>87.7%</u> )	<u>124地区</u> ( <u>93.9%</u> )

※1：指定予定地区数は、基本方針に基づく計画地区数

※2：指定率は、「指定済地区数」÷「指定予定地区数」で算出

## 4 今後の対応

基本方針に基づく取組は、計画期間終期である令和7年度末までに放置艇の解消には至らなかったが、7割削減と一定程度の成果を上げていることから、今後も基本方針により構築した小型船舶用泊地に係る使用許可制度や撤去指導等の取組を継続して実施するとともに、使用料を財源とした廃船処理の促進や船舶所有者への放置艇対策制度の周知強化を図り、本県の放置艇の解消に向け、一層取り組む。